

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鷹栖町長 谷 寿男

市町村名 (市町村コード)	鷹栖町 (014524)
地域名 (地域内農業集落名)	中央地区 (向日葵、27区、北央、豊央、30区、大成)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月14日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は年々農家戸数も減少しており、65歳以上の割合が約62%という状況であり、また、地区外の入作者が耕作する農地の割合は約60%であり、10年後は当地区担い手1経営体(現在、65歳未満農業者)当りの面積が35haまで増加する推計となり、担い手の減少に伴う高齢化が顕著な地区である。そのため、営農環境を整備するため、国営・道営クラスの大規模基盤整備事業の採択に向けて、農業者個別意向確認を行い、地域合意を確認するための地域協議を実施していく。
また、水稲がメインではあるが転作率も高く、転作の中でも飼料作物が占める割合が非常に高い地区であり、今後、水田活用交付金制度の畑地化などの影響なども踏まえ、賃貸している転作田の契約更新がされないなど、耕作放棄地の発生が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稲作付が中心であるが、特産品であるオオカミの桃トマトジュースの原料トマトをはじめ、小麦・大豆の他に、女性農業者とNPO法人柏の里が協力して農産物の直売を実施するなど、地域の活性化を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	880.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	880.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進めるため、目標地図に従って農地のあっせんを農業委員と農用地利用調整組合役員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際に農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の集積・集約を進めるため、R6年度から大規模基盤整備事業の地域合意に向けて、町・土地改良区などの農業関係機関と連携し、全体説明会及び農業個別意向確認を本格的に開始する。また、併せて必要に応じて、団体営事業や地域農業推進会議の広域事業である農地改良事業に取組み、より整備を図る。また、畑作等促進整備事業の検討を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる水稲防除作業は、たいせつ農業協同組合の無人ヘリ組織への委託を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ① 鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ② 有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③ スマート農業	<input type="checkbox"/> ④ 輸出	<input type="checkbox"/> ⑤ 果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥ 燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦ 保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧ 農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨ その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 全町的な取り組みにおいて、常設用の電気柵の設置、猟友会への支援、狩猟・捕獲後の処理の体制強化などをセットで図るため、対策に向けた年度計画の作成を行うため、を農業関係団体と検討を行う。
- ② 中央地区において、JAたいせつが特別栽培米の調査研究に取り組む。
- ③ 道営基盤整備後の圃場をより有効活用するため、スマート農業機器を町の事業を活用し計画的に導入していく。
- ④ たいせつ農業協同組合が実施する輸出(水稲)に対して、引き続き出荷協力を行う。
- ⑦ 水路・農道等の管理について、耕作者のみならず共同作業を行うコントラクター組織の設立を検討・実践していく。
- ⑨ R6年度から中央地区運営組織と連携した農業・農産物PRの取り組みを実施していく。
丸山パークゴルフ場で地区内の女性農業者が農産物の直売をNPO法人柏の里と連携し、活性化を図る。
担い手農業者の農作業に関して、町外の事業所と農福連携により人手不足対策の調査研究を図る。